

(記載例)

酒 税

高濃度エタノール製品に該当する酒類の不可飲処置に係る包括的承認申請書

2 通 提 出	收受印		整理番号	※
	令和〇年〇月〇日	(住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1番2号	(電話) 〇〇-〇〇〇〇局 〇〇〇〇番	
	申 請 者 税務署長 殿	(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) マルマルシュゾウカブシキガイシャ 〇〇酒造株式会社 代表取締役 〇〇一郎 印	マルマルイチロウ	
		(法人番号) <small>税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。</small>		
厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」について、酒税法第50条第1項第6号に定める不可飲処置の承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第4項の規定により申請します。 記				
製造場の所在地及び名称	〇〇県〇〇市〇〇町1番2号 〇〇酒造株式会社 〇〇蔵		初回出荷する日を記載してください。 ※出荷後に申請する場合は、初回出荷した日を記載してください。	
対象酒類	別紙1、別紙2のとおり			
適用期間	令和 2年 5月 15日から税務署長が別途通知する承認の適用終了日までの間			
承認要件等チェック欄				
① 承認を受けようとする製品が、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」であり、当該取扱いに従い使用者の責任において「手指消毒用エタノール」の代替品として手指消毒に使用されるものであること。			☑適・☐不適	
② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従っていること。			☑適・☐不適	
③ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の容器表示が、必要表示事項を満たしていること。			☑適・☐不適	
④ 自治体等から、手指消毒用エタノールが不足しているとして特定の医療機関等への提供要請等がある場合は、優先して応じること。また、医療機関等から提供要請がある場合等、地域の実情を踏まえ、必要性の高い施設等に優先的に提供すること。			☑適・☐不適	
⑤ 承認を受けた製品の出荷後、出荷した日の属する月の翌月末日までに酒類製造場を所轄する税務署長宛に出荷先、出荷量等の報告を行うこと。			☑適・☐不適	
⑥ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造者が、承認に際して別紙3の誓約を行うこと。			☑適・☐不適	
※		東京酒第1号 令和■年■月■日 東京 税務署長 〇〇 〇〇 印		
酒税法第50条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。				

・この欄は税務署の担当者が記載しますので、申請の際には記載しないでください。
・承認する際に税務署から「承認日」及び「承認番号(例:東京酒第1号)」を通知しますので、様式4の報告書を作成する際に、別紙1の「製品の名称」と併せて記載してください。

● 製品の仕様

容器の形態（材質）	<input checked="" type="checkbox"/> ガラスビン <input type="checkbox"/> 金属缶 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他【 】
内容量	【 500 】 m l
アルコール分	【 75. 0 】 % ※度数未満第2位以下を切り捨て第1位まで記載
酒類の品目	スピリッツ
原材料・製法	別紙2に記載 ※製造方法申告書の添付でも可
製品の名称	△△△

原材料・製法

(製造工程、原材料の概要等)

原料用アルコール (1,000 ℓ、アルコール分95度、エキス分0度)



← 香料及び水 (250 ℓ) を加える

スピリッツ (1,250 ℓ、アルコール分75度、エキス分0度)

※ 製造方法申告書の添付でも可

誓約書

次のとおり誓約します。

- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、厚生労働省が定める取扱いに従い、製造・販売すること。
- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、製造業者は製造物責任法上の製造物責任を負うことを認識していること。
- 承認を受けた製品の出荷実績の報告が行われない場合は、その月に出荷した当該製品に酒税が課されることに同意すること。
- 管理番号、出荷量、出荷先及び出荷時期に関して記帳を行うとともに、税務署からの問い合わせに応じること。
- この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、この取扱いの適用を打ち切り、以後の本件承認を受けることができないことに同意すること。
- 出荷先に対して、次の事項の遵守を徹底させること。
 - ・ 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従うこと。
 - ・ やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用すること。
 - ・ 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守すること。
 - ・ 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないこと。
 - ・ 詰め替えや表示の書き換え等により酒類等として転売しないこと。
(酒税法違反として刑事罰の対象となること。)

(申請者が個人の場合)

令和 年 月 日

(申請(申出・申告)者の住所)

(氏 名)

(申請者が法人の場合)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(申請(申出)者の所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町1番2号

(名称及び代表者氏名) 〇〇酒造株式会社 代表取締役 〇〇一郎